

観音寺市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、定期監査の結果報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年5月30日

観音寺市監査委員 佐伯文男
観音寺市監査委員 井下尊義

- 1 措置を講じた部局
観音寺市長
- 2 監査実施日
平成26年1月17日から同年2月21日まで
- 3 監査結果に関する報告の提出日
平成26年3月5日
- 4 措置通知年月日
平成26年5月19日付
- 5 意見等及び講じた措置の内容
別紙のとおり

監査委員の意見等に対する措置内容等

対 象 部 局	総務部 総務課	
意 見 等	措 置 内 容	
<p>○ 随意契約については、各課で多数の随意契約が締結されており、公平性及び経済性を確保し、契約事務が適正に行われるように、契約事務を主管する総務課においては、年度当初に各課に指導周知していただき、根拠規定の統一を図るためのガイドライン等の策定を望むものである。</p> <p>○ 補助金については、予算査定時に交付先及び補助金額の算出方法・効果は確認されているか等の観点で、今後とも十分精査していただきたい。</p> <p>○ 駐車場用地借上げ料について、契約の更新時に契約書の条項、契約金額の妥当性を判断し見直しを図る等、今後は土地の確保についても検討していただきたい。</p>	<p>○ 随意契約については、関係法令及び市契約規則に基づき行っておりますが、適正履行について、周知できるような方法を検討します。</p> <p>○ 引き続き、予算査定の担当課として、適正な積算およびその効果等の事情を詳細に聴取してまいります。</p> <p>○ 契約更新時において、前回契約更新時との固定資産評価額の増減率を反映させる等の措置を講じ、適正価格での更新に努めます。用地の確保については、引き続き検討してまいります。</p>	

対 象 部 局	総務部 税務課	
意 見 等	措 置 内 容	
<p>○ 市税徴収については、市・三観広域・香川滞納整理推進機構で徴収を行っているが、今後とも徴収体制の効果について確認を行い、検証を望むものである。</p> <p>なお、今後とも適正賦課に万全を期され、収入未済額の解消に向けた一層の取組みに努められたい。</p>	<p>○ 徴収体制については、常に検討を重ね効率的な体制とするよう努めます。課税客体を把握し、適正賦課に努めます。また、滞納整理を推進し、収入未済額の縮減に努めます。</p>	